

議 第 1 0 7 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 2 月 5 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成 1 1 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 号建築基準法関係第 1 号中「基づく」を「よる」に改め、「確認の申請」の次に「又は第 1 8 条第 2 項（第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知」を加え、「確認申請手数料」を「確認申請等手数料」に改め、同号アの表中

「

8, 0 0 0 円
1 5, 0 0 0 円
2 1, 0 0 0 円

「

1 2, 0 0 0 円（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。）第 1 0 条各号（第 2 号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、8, 0 0 0 円）
2 2, 0 0 0 円（政令第 1 0 条各号（第 2 号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、1 5, 0 0 0 円）
3 3, 0 0 0 円（政令第 1 0 条各号（第 2 号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、2 1, 0 0 0 円）

32,000円

44,000円

」を」に改め、
同号に次のように加える。

オ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書及び同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する住宅に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、アに規定する手数料のほか、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建て住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円
	200平方メートル以上のもの	20,000円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	300平方メートル未満のもの	33,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円

別表第5号建築基準法関係第2号及び第3号中「基づく」を「よる」に改め、「確認の申請」の次に「又は第18条第2項の規定による計画の通知」を加え、「確認申請手数料」を「確認申請等手数料」に改め、同表第5号建築基準法関係第4号中「基づく」を「よる」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は第18条第20項の規定による工事の完了の通知」を加え、「完了検査申請手数料」を「完了検査申請等手数料」に改め、同号アの表中

「

14,000円

「
18,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては

	、 14, 000円)
17, 000円	23, 000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、 17, 000円）
23, 000円	32, 000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、 23, 000円）
32, 000円	42, 000円

」を」に改め、
同号イ中「第7条の3第4項」の次に「又は第18条第29項」を加え、同号イの表中

「	「
13, 000円	17, 000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、 13, 000円）
16, 000円	22, 000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、 16, 000円）
21, 000円	30, 000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、 21, 000円）
30, 000円	40, 000円

」を」に改め、
同号に次のように加える。

エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）の建築基準法第7条第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、ア又はイに規定する手数料のほか、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該

（ア）又は（イ）に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。

（ア）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第２項に規定する住宅部分の場合 次の表に掲げる額

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建て住宅	２００平方メートル未満のもの	１１，０００円
	２００平方メートル以上のもの	１２，０００円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	３００平方メートル未満のもの	２４，０００円
	３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	４４，０００円
	２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	８１，０００円
	５，０００平方メートル以上のもの	１２８，０００円

（イ）（ア）に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる額

用途	床面積の合計	手数料の額
工場等（建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）別紙の表の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみの場合をいう。以下この表において同じ。）以外	３００平方メートル未満のもの	２４，０００円
	３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	３４，０００円
	１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	４８，０００円
	２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１０３，０００円
	５，０００平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	１５０，０００円
	１万平方メートル以上２万５，０００平方メートル未満のもの	１８６，０００円
	２万５，０００平方メートル以上のもの	２２６，０００円
工場等	３００平方メートル未満のもの	９，０００円
	３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１５，０００円

	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	24,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	72,000円
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	113,000円
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	143,000円
	2万5,000平方メートル以上のもの	178,000円

別表第5号建築基準法関係第5号及び第6号中「基づく」を「よる」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は第18条第20項の規定による工事の完了の通知」を加え、「完了検査申請手数料」を「完了検査申請等手数料」に改め、同表第5号建築基準法関係第7号中「基づく」を「よる」に改め、「中間検査の申請」の次に「又は第18条第28項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知」を加え、「中間検査申請手数料」を「中間検査申請等手数料」に改め、同号の表検査の申請に係る部分の床面積の合計の項中「申請に係る部分の」を「対象となる」に改め、別表第5号建築基準法関係第8号の表1の項中「第7条の6第1項第1号又は第2号」を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号」に改める。

別表第5号建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表1の項事務の欄中「（平成27年法律第53号）第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項区分の欄及び手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条	
--	--

第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。2の項において同じ。)の場合

ア 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この項及び4の項において「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下この項、2の項、4の項及び5の項において同じ。)の場合

1件につき、次に掲げる額

(ア) 床面積が300平方メートル未満のものについては、10,000円

(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、19,000円

(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、28,400円

(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、76,400円

(オ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、118,400円

(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、148,400円

(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、184,400円

イ 住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、2の項、4の項及び5の項において同じ。)の場合

1件につき、次に掲げる額

(ア) 一戸建ての住宅のものについては、5,800円

(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び2の項において同じ。)の床面積が300平方メートル未満のものについては、10,000円

(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2

	， 0 0 0 平方メートル未満のものについては、 2 2 ， 4 0 0 円 (エ) 共同住宅等の床面積が 2， 0 0 0 平方メートル以上 5， 0 0 0 平方メートル未満のものについては、 4 4， 6 0 0 円 (オ) 共同住宅等の床面積が 5， 0 0 0 平方メートル以上のものについては、 7 6， 4 0 0 円
(2) その他の場合 ア 非住宅部分について標準入力法等による基準（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準をいう。2 の項及び 3 の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	1 件につき、次に掲げる額 (ア) 床面積が 3 0 0 平方メートル未満のものについては、 2 1 1， 8 0 0 円（建築基準法施行規則別紙の表の用途（以下この項及び 2 の項において「建築基準法上の用途」という。）が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項及び 2 の項において「工場等」という。）のみの場合にあつては、 2 9， 7 0 0 円） (イ) 床面積が 3 0 0 平方メートル以上 1， 0 0 0 平方メートル未満のものについては、 2 6 2， 0 0 0 円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、 3 6， 8 0 0 円） (ウ) 床面積が 1， 0 0 0 平方メートル以上 2， 0 0 0 平方メートル未満のものについては、 3 3 6， 7 0 0 円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、 4 7， 6 0 0 円） (エ) 床面積が 2， 0 0 0 平方メートル以上 5， 0 0 0 平方メートル未満のものについては、 4 7 6， 5 0 0 円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、 9 9， 9 0 0 円） (オ) 床面積が 5， 0 0 0 平方メートル以上 1 0， 0 0

	0平方メートル未満のものについては、584,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、143,300円） （カ）床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、689,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、174,900円） （キ）床面積が25,000平方メートル以上のものについては、785,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、214,100円）
イ 非住宅部分についてモデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号口の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	1件につき、次に掲げる額 （ア）床面積が300平方メートル未満のものについては、86,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、26,200円） （イ）床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、107,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、32,900円） （ウ）床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、139,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、42,800円） （エ）床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、219,500円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、94,000円） （オ）床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、283,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、136,800円） （カ）床面積が10,000平方メートル以上25,0

	00平方メートル未満のものについては、339,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、167,700円） （キ）床面積が25,000平方メートル以上のものについては、396,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、205,800円）
ウ 住宅部分について標準計算法による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	1件につき、次に掲げる額 （ア）一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについては、33,300円 （イ）一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のものについては、36,800円 （ウ）共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、65,200円 （エ）共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、106,100円 （オ）共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、177,800円 （カ）共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のものについては、253,100円
エ 住宅部分について仕様・計算併用法による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは基準省令第10条第2号ロ(2)又は基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは基準省令第10条第2号イ(2)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(1)	1件につき、次に掲げる額 （ア）一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについては、25,500円 （イ）一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のものについては、27,900円 （ウ）共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、49,200円 （エ）共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、80,000円

の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合	(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、136,300円 (カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のものについては、197,400円
オ 住宅部分について仕様基準による基準(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。)又は誘導仕様基準による基準(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合	1件につき、次に掲げる額 (ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについては、18,000円 (イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のものについては、20,000円 (ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、33,000円 (エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、55,000円 (オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、95,000円 (カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のものについては、142,000円

別表第5号建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表2の項事務の欄中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項区分の欄及び手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 床面積の増加をしようとする場合 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合 イ その他の場合	増加をしようとする床面積に応じて1の項(1)と同じ方法で算出した額とする。 増加をしようとする床面積に応じて次の方法で算出した額とする。 (ア) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判
---	--

	定を行う場合については、1の項(2)アと同じ方法で算出した額とする。 (イ) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1の項(2)イと同じ方法で算出した額とする。 (ウ) 標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1の項(2)ウと同じ方法で算出した額とする。 (エ) 仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1の項(2)エと同じ方法で算出した額とする。 (オ) 仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1の項(2)オと同じ方法で算出した額とする。
(2) その他の場合 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合 (ア) 非住宅部分の場合	1 件につき、次に掲げる額 a 床面積が300平方メートル未満のものについては、5,000円 b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、9,500円 c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、14,200円 d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、38,200円 e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、59,200円 f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、74,200円

(イ) 住宅部分の場合	g 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、92,200円 1 件につき、次に掲げる額 a 一戸建ての住宅のものについては、2,900円 b 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、5,000円 c 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、11,200円 d 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、22,300円 e 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のものについては、38,200円
イ その他の場合 (ア) 非住宅部分について標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	1 件につき、次に掲げる額 a 床面積が300平方メートル未満のものについては、105,900円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、14,900円） b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、131,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、18,400円） c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、168,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、23,800円） d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、238,300円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、50,000円） e 床面積が5,000平方メートル以上10,000

(イ) 非住宅部分についてモデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	平方メートル未満のものについては、292,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、71,700円） f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、344,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、87,500円） g 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、392,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、107,100円） 1 件につき、次に掲げる額 a 床面積が300平方メートル未満のものについては、43,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、13,100円） b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、53,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、16,500円） c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、69,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、21,400円） d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、109,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、47,000円） e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、141,900円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、68,400円） f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、169,50
--	---

	0円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、83,900円） g 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、198,100円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、102,900円）
（ウ）住宅部分について標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	1件につき、次に掲げる額 a 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについては、16,700円 b 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のものについては、18,400円 c 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、32,600円 d 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,100円 e 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、88,900円 f 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のものについては、126,600円
（エ）住宅部分について仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	1件につき、次に掲げる額 a 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについては、12,800円 b 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のものについては、14,000円 c 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、24,600円 d 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、40,000円 e 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、68

(オ) 住宅部分について仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	， 2 0 0 円 f 共同住宅等の床面積が 5，0 0 0 平方メートル以上のものについては、9 8， 7 0 0 円 1 件につき、次に掲げる額 a 一戸建ての住宅の床面積が 2 0 0 平方メートル未満のものについては、9， 0 0 0 円 b 一戸建ての住宅の床面積が 2 0 0 平方メートル以上のものについては、1 0， 0 0 0 円 c 共同住宅等の床面積が 3 0 0 平方メートル未満のものについては、1 6， 5 0 0 円 d 共同住宅等の床面積が 3 0 0 平方メートル以上 2，0 0 0 平方メートル未満のものについては、2 7， 5 0 0 円 e 共同住宅等の床面積が 2，0 0 0 平方メートル以上 5，0 0 0 平方メートル未満のものについては、4 7， 5 0 0 円 f 共同住宅等の床面積が 5，0 0 0 平方メートル以上のものについては、7 1， 0 0 0 円
--	---

別表第 5 号建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表 3 の項事務の欄中「（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条」を「第 1 3 条」に、「建築エネルギー消費性能確保計画」を「建築物エネルギー消費性能確保計画」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

- (1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2 の項(2)イ（ア）と同じ方法で算出した額とする。
- (2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2 の項(2)イ（イ）と同じ方法で算出した額とする。
- (3) 標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2 の項(2)イ（ウ）と同じ方法で算出した額とする。

- (4) 仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2の項(2)イ(エ)と同じ方法で算出した額とする。
- (5) 仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2の項(2)イ(オ)と同じ方法で算出した額とする。

別表第5号建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表4の項事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項手数料の額の欄中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）」を「住宅部分」に改め、「床面積（以下」の次に「この項及び5の項において」を加え、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）」を「非住宅部分」に改め、同表5の項事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項中

「

1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）

(1) 住宅部分については、次に掲げる額

ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）

イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）

ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わ

- ない場合にあつては、5,000円)
- エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,800円(技術的審査を行わない場合にあつては、11,200円)
- オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、90,100円(技術的審査を行わない場合にあつては、22,300円)
- カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、128,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円)
- (2) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額
- ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、102,900円(技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円)
- イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、128,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円)
- ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、167,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円)
- エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、237,800円(技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円)
- オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、5

9, 200円)

カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、345,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、74,200円）

キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、393,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、92,200円）

(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,000円）

イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、9,500円）

ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、14,200円）

エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、38,200円）

オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、59,200円）

カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、

74,200円)

キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、197,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、92,200円）

」を

「

1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）

ア 住宅部分については、次に掲げる額

（ア）戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）

（イ）戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）

（ウ）共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,000円）

（エ）共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、11,200円）

（オ）共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、90,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、22,300円）

（カ）共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、128,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、38,200円）

イ 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合する

かどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

(ア) 床面積が 300 平方メートル未満のものについては、102,900 円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,000 円）

(イ) 床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものについては、128,500 円（技術的審査を行わない場合にあっては、9,500 円）

(ウ) 床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものについては、167,300 円（技術的審査を行わない場合にあっては、14,200 円）

(エ) 床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものについては、237,800 円（技術的審査を行わない場合にあっては、38,200 円）

(オ) 床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものについては、292,500 円（技術的審査を行わない場合にあっては、59,200 円）

(カ) 床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものについては、345,300 円（技術的審査を行わない場合にあっては、74,200 円）

(キ) 床面積が 25,000 平方メートル以上のものについては、393,600 円（技術的審査を行わない場合にあっては、92,200 円）

ウ 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

(ア) 床面積が 300 平方メートル未満のものについては、39,800 円（技術的審査を行わない場合に

あつては、5,000円) (イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円) (ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円) (エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円(技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円) (オ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円) (カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円) (キ) 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、197,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円)

」に改め、同表6の項

を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年12月16日条例第32号）

改正後		改正前																								
別表（第2条関係） (5) 都市整備部関係 建築基準法関係 1 第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査 建築物に関する<u>確認申請等手数料</u> ア 建築物を建築するもの（イに掲げるものと及び移転するものを除く。） <table><thead><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>30平方メートル以内のもの</td><td>12,000円（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、8,000円）</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td>22,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、15,000円）</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td>33,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、21,000円）</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td><td>44,000円</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table> イ〜エ（略）		床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	12,000円（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、8,000円）	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、15,000円）	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、21,000円）	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	44,000円	(略)		別表（第2条関係） (5) 都市整備部関係 建築基準法関係 1 第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査 建築物に関する<u>確認申請手数料</u> ア 建築物を建築するもの（イに掲げるものと及び移転するものを除く。） <table><thead><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>30平方メートル以内のもの</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td>21,000円</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td><td>32,000円</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table> イ〜エ（略）	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	8,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円	(略)	
床面積の合計	手数料の額																									
30平方メートル以内のもの	12,000円（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、8,000円）																									
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、15,000円）																									
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、21,000円）																									
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	44,000円																									
(略)																										
床面積の合計	手数料の額																									
30平方メートル以内のもの	8,000円																									
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円																									
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円																									
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円																									
(略)																										
イ〜エ（略）		イ〜エ（略）																								
オ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第																										

改正後		改正前																	
53号) 第11条第1項ただし書及び同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する住宅に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、アに規定する手数料のほか、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。 <table><tr><th>用途</th><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td rowspan="2">一戸建て住宅</td><td>200平方メートル未満のもの</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>200平方メートル以上のもの</td><td>20,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）</td><td>300平方メートル未満のもの</td><td>33,000円</td></tr><tr><td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td>55,000円</td></tr><tr><td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td>95,000円</td></tr><tr><td>5,000平方メートル以上のもの</td><td>142,000円</td></tr></table>		用途	床面積の合計	手数料の額	一戸建て住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円	200平方メートル以上のもの	20,000円	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	300平方メートル未満のもの	33,000円	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円	5,000平方メートル以上のもの	142,000円	2 第87条の4において準用する第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査 建築設備に関する<u>確認申請手数料</u> ア・イ（略） 3 第88条第1項及び第2項において準用する第6条第1項の規定に基づく<u>工作物に関する確認の申請に対する審査</u> 工作物に関する<u>確認申請手数料</u> ア・イ（略） 4 第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査 建築物に関する完了検査申請手数料
用途	床面積の合計	手数料の額																	
一戸建て住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円																	
	200平方メートル以上のもの	20,000円																	
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	300平方メートル未満のもの	33,000円																	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円																	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円																	
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円																	

改正後		改正前	
ア 建築物を建築したもの（イに掲げるもの及び移転したものを除く。）		ア 建築物を建築したもの（イに掲げるもの及び移転したものを除く。）	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	18,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、14,000円）	30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、17,000円）	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	32,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、23,000円）	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
(略)		(略)	
イ 第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による検査を受けた建築物を建築したもの		イ 第7条の3第4項の規定による検査を受けた建築物を建築したもの	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	17,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、13,000円）	30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、16,000円）	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円（政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあっては、21,000円）	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円

改正後		改正前	
メートル以内のもの (略)			
ウ (略)		(略)	
エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物(建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)		ウ (略)	
の建築基準法第7条第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、ア又はイに規定する手数料のほか、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。			
(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第2項に規定する住宅部分の場合			
次の表に掲げる額			
用途	床面積の合計	手数料の額	
一戸建て住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円	
	200平方メートル以上のもの	12,000円	
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満のもの	24,000円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円	
	5,000平方メートル以上のもの	128,000円	
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる額			
用途	床面積の合計	手数料の額	
工場等(建築基準法施	300平方メートル未満のもの	24,000円	

改正後		改正前
行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の場合をいう。以下この表において同じ。）以外 工場等	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	34,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	48,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	150,000円
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	186,000円
	2万5,000平方メートル以上のもの	226,000円
	300平方メートル未満のもの	9,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	24,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	72,000円
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	113,000円
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	143,000円
	2万5,000平方メートル以上のもの	178,000円
5 第87条の4において準用する第7条第1項の規定による建築設備に関する	5 第87条の4において準用する第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する	

改正後		改正前													
する完了検査の申請又は第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請等手数料 20,000円(小荷物専用昇降機については、13,000円) 6 第88条第1項及び第2項において準用する第7条第1項の規定による工作物に関する完了検査の申請又は第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請等手数料 15,000円 7 第7条の3第1項の規定による建築物に関する中間検査の申請又は第18条第28項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知に対する審査 建築物に関する中間検査申請等手数料		関する完了検査の申請に対する審査 建築設備に関する完了検査申請手数料 20,000円(小荷物専用昇降機については、13,000円) 6 第88条第1項及び第2項において準用する第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査 工作物に関する完了検査申請手数料 15,000円 7 第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査 建築物に関する中間検査申請手数料													
<table><tr><th colspan="2">検査の対象となる床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr></table>		検査の対象となる床面積の合計		手数料の額	(略)			<table><tr><th colspan="2">検査の申請に係る部分の床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr></table>		検査の申請に係る部分の床面積の合計		手数料の額	(略)		
検査の対象となる床面積の合計		手数料の額													
(略)															
検査の申請に係る部分の床面積の合計		手数料の額													
(略)															
8 その他のもの		8 その他のもの													
<table><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>1 第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に第2項において準用する規定に基づき仮使用の認定の申請に対する審査</td><td>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</td><td>120,000円</td></tr></table>	事務	名称	手数料の額	1 第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に第2項において準用する規定に基づき仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円	<table><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>1 第7条の6第1項第1号又は第2号(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</td><td>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</td><td>120,000円</td></tr></table>		事務	名称	手数料の額	1 第7条の6第1項第1号又は第2号(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円	
事務	名称	手数料の額													
1 第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に第2項において準用する規定に基づき仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円													
事務	名称	手数料の額													
1 第7条の6第1項第1号又は第2号(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円													
(略)		(略)													

改正後			改正前				
第2項に規定する住宅部分以外の建築物の部分			ついては、118,400円 (カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについて、148,400円 (キ) 床面積が25,000平方メートル以上のものについて、184,400円				
をいう。以下この項、2の項、4の項及び5の項において同じ。) の場合							
イ 住宅部分 (基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以			1 件につき、次に掲げる額 (ア) 一戸建ての住宅のものについては、5,800円 (イ) 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び2の項において同じ。) の床面積が300平方メートル未満のもの				

改正後			改正前		
下この 項、2 の項、 4の項 及び5 の項に おいて 同じ。)の場 合	については、10,000円 (ウ) 共同住宅等の床面積 が300平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のものについて は、22,400円 (エ) 共同住宅等の床面積 が2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のものについ ては、44,600円 (オ) 共同住宅等の床面積 が5,000平方メー トル以上のものについ ては、76,400円				
(2) その 他の場合 ア 非住 宅部分 につい て標準 入力法 等によ る基準 (基準 省令第 1条第 1項第	1件につき、次に掲げる額 (ア) 床面積が300平方メー トル未満のものについ ては、211,800円(建築 基準法施行規則別紙の 表の用途(以下この項 及び2の項において 「建築基準法上の用 途」という。)が工場(自 動車修理工場を含む む。)、危険物の貯蔵若			(1) 標準入力法等による 基準(建築物エネルギー 消費性能基準等を定める 省令(平成28年経済産業 省・国土交通省令第1号。 以下「基準省令」という。) 第1条第1項第1号イの 基準をいう。2の項、3の 項及び6の項において同 じ。)に適合するかどうか の判定を行うものについ ては、1件につき、次に掲 げる額	

改正後			改正前			
						ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、262,000円（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途（以下「建築基準法上の用途」という。）が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項及び2の項において「工場等」という。）のみの場合にあつては、29,700円）
1号イの基準をいう。2の項及び3の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合			（イ）床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについて、262,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、36,800円）			イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、336,700円（建築基準法上の用途があつては、47,600円）
			（ウ）床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、336,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、47,600円）			（エ）床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、476,000円（建築基準法上の用途があつては、595,000円）

改正後				改正前			
							メー トル未満のものに ついては、476,500円 (建築基準法上の用途 が工場等のみの場合に あつては、99,900円) (オ) 床面積が5,000平方メ ー トル以上10,000平方 メー トル未満のものに ついては、584,700円 (建築基準法上の用途 が工場等のみの場合に あつては、143,300円) (カ) 床面積が10,000平方 メー トル以上25,000平 方メー トル未満のもの について、689,400円 (建築基準法上の用途 が工場等のみの場合に あつては、174,900円) (キ) 床面積が25,000平方 メー トル以上のものに ついては、785,200円 (建築基準法上の用途 が工場等のみの場合に あつては、214,100円) イ 非住 宅部分 につい 1 件につき、次に掲げる額 (ア) 床面積が300平方メー トル未満のものについ
							ては、47,600円) ウ 床面積が2,000平方 メー トル以上5,000平 方メー トル未満のもの については、476,500円 (建築基準法上の用途 が工場等の場合にあつ ては、99,900円) エ 床面積が5,000平方 メー トル以上10,000平 方メー トル未満のもの については、584,700円 (建築基準法上の用途 が工場等の場合にあつ ては、143,300円) オ 床面積が10,000平方 メー トル以上25,000平 方メー トル未満のもの については、689,400円 (建築基準法上の用途 が工場等の場合にあつ ては、174,900円) カ 床面積が25,000平方 メー トル以上のものに ついては、785,200円 (建築基準法上の用途 が工場等の場合にあつ ては、214,100円)

改正後				改正前			
			てモデル建物 ル建物 法による基準 (基準 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ の基準 をいう 。2 の 項及び 3 の項 におい て同じ 。) に 適合す るかど うかの 判定を 行う場 合	ては、86,800円(建築基 準法上の用途が工場等 のみの場合にあって は、26,200円) (イ) 床面積が300平方メー トル以上1,000平方メ ートル未満のものにつ いては、107,600円(建 築基準法上の用途が工 場等のみの場合にあっ ては、32,900円) (ウ) 床面積が1,000平方メ ートル以上2,000平方 メートル未満のものに ついては、139,200円 (建築基準法上の用途 が工場等のみの場合に あつては、42,800円) (エ) 床面積が2,000平方メ ートル以上5,000平方 メートル未満のものに ついては、219,500円 (建築基準法上の用途 が工場等のみの場合に あつては、94,000円) (オ) 床面積が5,000平方メ ートル以上10,000平方 メートル未満のものに			
							(2) モデル建物法による 基準(基準省令第1 条第 1 項第1 号ロの基準をい う。2 の項、3 の項及び6 の項において同じ。)に適 合するかどうかの判定を 行うものについては、1 件につき、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のものに ついては、107,600円 (建築基準法上の用途 が工場等の場合にあつ ては、32,900円) イ 床面積が1,000平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のもの については、139,200円 (建築基準法上の用途 が工場等の場合にあつ ては、42,800円) ウ 床面積が2,000平方 メートル以上5,000平 方メートル未満のもの については、219,500円 (建築基準法上の用途 が工場等の場合にあつ

改正後			改正前				
イ(1)及び同号			満のものについては、 65,200円				
ロ(1)の基準をいう。			(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについて				
2の項及び3			は、106,100円				
の項において			(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについて				
同じ。			は、177,800円				
)に適合する			(カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについて				
かどう			は、253,100円				
かの判定を行う場合			1件につき、次に掲げる額				
エ 住宅部分について			(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについて				
仕様・計算併用法による基準(基準省令第1条第1項第2号			は、25,500円				
			(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについて				
			は、27,900円				
			(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、				

改正後			改正前				
イ(1)及び同号 ロ(2)若しくは 基準省令第10 条第2号ロ(2) 又は基準省令 第1条第1項 第2号イ(2)若 しくは 基準省令第10 条第2号イ(2) 及び基準省令 第1条第1項 第2号ロ(1)の 基準をいう。 2の項			49,200円 (エ) 共同住宅等の床面積 が300平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のものについて は、80,000円 (オ) 共同住宅等の床面積 が2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のものにつ いては、136,300円 (カ) 共同住宅等の床面積 が5,000平方メー トル以上のものにつ いては、197,400円				

改正後				改正前			
			(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、95,000円 (カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のものについては、142,000円				
	項において同じ。）又は誘導仕様基準による基準（基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合						
2	建築物のエネルギー計画変更	(1)	床面	2	建築物のエネルギー計画変更	(1)	床面

改正後				改正前			
			面に係 る他の 建築物 の場合 (ア) 非 住宅 部分 の場 合				ては、14, 200円 ウ 床面積が2, 000平方メ ートル以上5, 000平方メ ートル未満のものについ ては、38, 200円 エ 床面積が5, 000平方メ ートル以上10, 000平方メ ートル未満のものについ ては、59, 200円 オ 床面積が10, 000平方メ ートル以上25, 000平方メ ートル未満のものについ ては、74, 200円 カ 床面積が25, 000平方メ ートル以上のものについ ては、92, 200円
			1 件につき、次に掲げる額 a 床面積が300平方メー トル未満のものについて は、5, 000円 b 床面積が300平方メー トル以上1, 000平方メー トル未満のものについて は、9, 500円 c 床面積が1, 000平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満のものについ ては、14, 200円 d 床面積が2, 000平方メ ートル以上5, 000平方メ ートル未満のものについ ては、38, 200円 e 床面積が5, 000平方メ ートル以上10, 000平方メ ートル未満のものについ ては、59, 200円 f 床面積が10, 000平方メ ートル以上25, 000平方メ ートル未満のものについ ては、74, 200円				

改正後				改正前			
							一 トル未満のものについては、292,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合） 71,700円 f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、344,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合） 87,500円 g 床面積が25,000平方メートル以上300平方メートル未満のものについては、392,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合） 107,100円 (イ) 非住宅部分についてモデル建物法による基
							一 トル未満のものについては、344,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 87,500円 カ 床面積が25,000平方メートル以上300平方メートル未満のものについては、392,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 107,100円 (2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1件につき、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、53,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 16,500円 イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、69,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 21,400円 ウ 床面積が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のものについては、107,100円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 21,400円

改正後				改正前				
			準に適合するかどうかの判定を行う場合	は、53,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、16,500円） c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、69,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、21,400円） d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、109,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、47,000円） e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、141,900円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、68,400円） f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについて				一トール以上5,000平方メートル未満のものについては、109,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあっては、47,000円） エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあっては、68,400円） オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあっては、83,900円） カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、198,100円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあっては、102,900円）

改正後				改正前				
				ては、169,500円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、83,900円）				
				g 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、198,100円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあっては、102,900円）				
				（ウ）住	1 件につき、次に掲げる額			
				宅部	a 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについては、16,700円			
				分に	b 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のものについては、18,400円			
				ついて	c 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、32,600円			
				て標	d 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上のものを判			
				準計	300平方メートル未満のものを判			
				算法	定を行			
				による基	場合			
				準に				
				適合				
				する				
				かど				
				うか				
				の判				
				定を行				
				場合				

改正後			改正前				
			e 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、88,900円				
			f 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のものについては、126,600円				
(エ) 住	1 件につき、次に掲げる額						
宅部	a 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のものについては、12,800円						
分に	b 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のものについては、14,000円						
つい	c 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のものについては、24,600円						
て仕	d 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、40,000円						
様・	e 共同住宅等の床面積が						
計算							
併用							
法に							
よる							
基準							
に適							
合す							
るか							
どう							
かの							
判定							
を行							
う場							

改正後				改正前				
			合	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のものについては、 68,200円 f 共同住宅等の床面積が 5,000平方メートル以上 のものについては、 98,700円 1 件につき、次に掲げる額 a 一戸建ての住宅の床面 積が200平方メートル未 満のものについては、 9,000円 b 一戸建ての住宅の床面 積が200平方メートル以 上のものについては、 10,000円 c 共同住宅等の床面積が 300平方メートル未満の ものについては、16,500 円 d 共同住宅等の床面積が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のものについては、 27,500円 e 共同住宅等の床面積が 2,000平方メートル以上				
			(オ) 住 宅部 分に つい て仕 様基 準に よる 基準 又は 誘導 仕様 基準 によ る基 準に 適合 する かど うか					

改正後				改正前			
							円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び5の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ（略） ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住戸の部分（申請に係る住宅部分に住戸以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下この項及び5の項において「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円） エ～カ（略） (2) 非住宅部分で標準入
							円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び5の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ（略） ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住戸の部分（申請に係る住宅部分に住戸以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円） エ～カ（略） (2) 建築物のエネルギー

改正後				改正前			
			力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ（1）の基準をいう。5の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～キ（略） (3)（略）				消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ（1）の基準をいう。5の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～キ（略） (3)（略）
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(1)（略） (2) その他の場合			(略) 1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) 住宅部分については、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査

改正後				改正前			
							い場合にあつては、 92,200円) (3) 非住宅部分でモデル建築物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円(技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円) イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円) ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円) エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円
							92,200円) ウ 非住宅部分でモデル建築物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 (ア) 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円(技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円) (イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円(技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円) (ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円) (エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円

改正後	改正前			
	る法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	基準適合 認定申請 手数料		(基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあっては、5,800円） イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,800円） ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,800円）

改正後	改正前
	ては、10,000円) エ 共同住宅等面積が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のものについては、 107,600円（技術的審査 を行わない場合にあっ ては、22,400円） オ 共同住宅等面積が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のものについて は、180,200円（技術的 審査を行わない場合に あつては、44,600円） カ 共同住宅等面積が 5,000平方メートル以 上のものについては、 256,500円（技術的審査 を行わない場合にあっ ては、76,400円） （2）住宅部分でモデル住 宅法等による基準（基準 省令第1条第1項第2号 ロ（2）の基準をいう。）又 は仕様基準（基準省令第 1条第1項第2号ロ（3） の基準をいう。）に適合す

改正後		改正前			
					るかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、17,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円） イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、18,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円） ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,000円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円） エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、55,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円）

改正後	改正前			
				オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、96,800円(技術的審査を行わない場合にあつては、44,600円) カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、144,200円(技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円) (3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円(技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円) イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、256,900円

改正後	改正前			
				(技術的審査を行わない場合には、19,000円) ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円 (技術的審査を行わない場合には、28,400円) エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円 (技術的審査を行わない場合には、76,400円) オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円 (技術的審査を行わない場合には、118,400円) カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円

改正後	改正前			
				(技術的審査を行わない場合)は、148,400円) キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、787,200円 (技術的審査を行わない場合)は、184,400円) (4) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円(技術的審査を行わない場合)は、10,000円) イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500円 (技術的審査を行わない場合)は、19,000円) ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方

改正後	改正前			
				方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円） エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円） オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、118,400円） カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、148,400円） キ 床面積が25,000平方メートル以上のものに

改正後	改正前			
				ついては、394,600円 (技術的審査を行わな い場合にあっては、 184,400円)